

鳥取県英語教育推進会議運営要綱

鳥取県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県英語教育推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 推進会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 小学校外国語活動及び中学校・高等学校英語における、今後の英語教育のあり方に関すること。
- (2) 新たな学習指導要領の実施に向けた指導体制整備に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、英語教育の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員の任期は、任命の日から当該年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 推進会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては推進会議の庶務を行う所属の長）が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議に、具体的な課題について協議する専門部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。
- 5 前条の規定にかかわらず、推進会議は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、鳥取県教育委員会事務局高等学校課において行う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。